



## 家族経営・兼業農家を守り、地域農業の発展を

# TPP前提の農協解体攻撃を許さず

3月5日の清水議員の一般質問については、政府が、今国会に提出予定の「農協改革・関連法案」について市民にどのような影響があり、どのような対応が必要なのか問いました。

今回の改革案は、農家や農協の現場の必要性から出発したものではありません。農協は、農家を主体とした協同組合です。「改革」すべき問題があれば、主人公である組合員や地域の単位農協を中心に自主的に行うべきです。

しかし政府が昨年6月に示した農協「改革」案は、農協関係者などの意見を無視し、規制改革会議などの財界側の提案を一方的に採用したものです。今行われている農協法「改正」案のとりまとめも現場の疑問や批判にまともに答えようとしないまま強行しようとしています。本来の協同組合の改革とは無縁です。

政府が言う具体的「改革」案とは、以下の通り。

- ① J A全中（全国農業協同組合中央会）を農協法から分離し、一般社団法人にする。そして、全中の監査部門が監査法人として独立し、単位農協が会計監査を受ける際、この監査法人が一般の公認会計士のいずれかを選択できる。
  - ② J A全中の下部組織である都道府県ごとの中央会は「連合会」とする。
  - ③ 農家以外の「准組合員」による農協の購買や金融事業などの利用を制限する案は先送り。（5年後に決定）
  - ④ 農産物の販売や生産資材を扱うJ A全農については、単位農協が出資する株式会社に変換する。
  - ⑤ 信用部門は農林中金・共済部門は共済連に移管する。
- 以下、米原市に関係すると思われる事項につきまして質問を行う。

Q1、農協法にもとづかない監査が今後行われてくる。利潤を生まない購買部門や営業部門あるいは支店などが、縮小や廃止になることも考えられるが、どう考えているのか。

A、費用対効果だけを重視した監査については、本来の農協の業務ができなくなる可能性がでてくるのが危惧される。兼業農家や高齢化農家では共同購入・販売が果たしている役割は大きいと考えている。

※過疎地域では、農協が重要なライフラインの役割を果たしている。総合的な事業の中で、利益を生まないが、しかし重要な事業も行われていることを指摘した。

Q2、「准組合員」の農協の利用制限については、当面先送りすることであるが、いずれは無くすということだ。市民生活にも、農協経営にも支障をきたし、農協労働者の雇用にも影響が及ぶが。

A、農業の法人化が進むことで、土地持ち非農家が増え、正組合員が減っている現状を見ますと准組合員に加入制限がかかれば、当然農協経営ならびに雇用にも影響が及ぶと考えている。

※レークいぶき農協は職員250人が勤務しており、事業縮小されれば、雇用にも大きな打撃となることを指摘しました。

Q3、J A全農が株式会社となれば、農協法が適用されず、すべて市場まかせとなり、同じ物を生産しても地域によって価格差が出るが。

A、農協法のもとで行われてきた共同販売や共同購入などで全国展開ができなくなるといふことで、地域農業の維持にとつては影響が出てくる。

Q4、信用部門は農林中金、共済部門は共済連に移管されるが、組合員との取引縮小、資金の自主運用の縮小等から、手数料だけの利益となり農協経営の運営に行き詰まると考えられるが。

A、全国的な単位農協では、販売や購買部門が信用と共済事業の収益で補われていることを見ると、農協経営の基盤を崩しかねないと考ええる。

※東日本大震災での農協の地震共済の対応は高く評価されていることを指摘しました。

Q5、政府は、「農協の自由を拡大し、強い農協を作り、農家の所得を増やす」と強調しますが、実際もたらされるのは、逆ではないか。

A、清水議員の質問は「なるほどな」と思っています。

※これらの「農協改革」がTPP前提の農協つぶし攻撃であることを指摘して、市として家族経営や兼業の農業者を守る積極的な施策を求めました。市長は、現在の農業政策は、地域農業の振興方針を持っていない。米原市として努力していきたいと答弁しました。

**雑感** 今回の定例会で予算特別委員会が開催されました。3月10日から12日までの3日間、2015年度一般会計の審査が行われました。そのなかで時間をかけて議論されたのが、「少子化にどう立ち向かうか」でした。ネットで検索していたら経済学者の原田泰は「子どもが減少した理由は、子育てにかかる費用が増大しているからである。子育て費用には、養育費・教育費に加えて、母親が仕事を諦めるといふ費用（機会費用）がある。この最後の費用が最も大きいと指摘している。」との記事があった。